最近の判例から (3)

知事は、営業保証金として供託された有価証券の 時効を管理する義務を負わないとされた事例

(東京地判 平19・7・25 判タ1256-48) 中島 修一

宅建業者が、営業保証金として国債を供託していたところ、東京都知事から、当該国債の時効消滅により営業保証金が不足したとの通知があったため、主位的には、供託は消滅時効の進行を妨げるので時効消滅していないと主張し、予備的に、知事は営業保証金として供託された有価証券の時効管理義務を負うべきと主張したが、いずれも認められなかった事例(東京地裁 平成19年7月25日判決棄却 確定 判例タイムズ1256号48頁)

1 事案の概要

宅建業者 X は、昭和63年12月23日、宅地建物取引業の営業保証金として、国債(以下「本件国債」という。)を東京法務局に供託した。本件国債の償還期限は平成5年7月20日であった。

東京法務局供託官は、東京都住宅局民間住宅部免許課長に対し、平成16年2月、宅地建物取引業の営業保証金として供託されている有価証券のうち、消滅時効の完成を理由として、所要の事務処理を完了した旨を通知した。同課長は、上記有価証券中に本件国債が含まれていたため、Xに対し、本件国債の消滅時効が完成し、Xの営業保証金が不足していること、追加供託がない場合、業務停止処分をする可能性があることなどを通知した。

Xは、裁判所に対し、分離前被告国との間では、本件国債の償還金請求権を有すること、東京都との間では、営業保証金の預託義務が

ないことの確認等を求める訴訟を提起した。 分離前被告国は、Xに対し、同訴訟の第1回 口頭弁論期日において、本件国債の消滅時効 を援用した。裁判所は、同訴訟から東京都に 対する弁論を分離し、行政訴訟として本件訴 訟を立件した。

2 判決の要旨

裁判所は、以下のように判示し、Xの請求 を棄却した。

(1) 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行するのであり、本件国債の消滅時効の起算日は、平成5年7月21日である。

Xは、権利者である Xが、本件国債を所持していなかった以上、本件国債の権利行使について、法律上の障害があったと主張する。しかし、権利行使に証券が必要な場合であっても、証券の所持を失ったことは、消滅時効の進行を妨げるべき法律上の障害とはならない(最判昭和39年11月24日他)。したがって、 Xの前記主張は採用することができない。

Xは、Xが本件国債を所持していなかった以上、本件国債について、権利の性質上、権利行使を現実に期待することができなかったとも主張する。しかし、第1に、供託法4条本文は、供託所が供託有価証券の償還を受け、その償還金をもって金銭供託として供託を継続する方法を用意しているの

であるから、Xは、同条によって、本件国 債に基づく権利を消滅時効により失うこと を自ら回避することができたのであり、第 2に、供託法に基づく供託事務の取扱を定 めた供託事務取扱手続準則30条により、供 託物の差替手続が用意されているのである から、本件国債を他の供託物に差し替える こともできたことは明らかであり、Xが上 記いずれかの手続をとることを妨げる特段 の事情は、これを認めるに足りる証拠がな く、Xの前記主張は失当である。

- (2) Xは、国の消滅時効援用が、信義則違反、権利濫用に当たることの根拠として、国が本件国債の時効管理義務を負っていたと主張する。しかし、宅建業法に定める「営業保証金」の制度は、宅建業者と取引した者に、その取引により生じた債権の弁済を受ける権利を認めることにより、「購入者等の利益の保護」を図ろうとする制度である。そして、有価証券が営業保証金として供託される場合には、供託官に対し、当該有価証券の経済的価値を管理する義務を課した規定はない。Xのその他種々指摘も、国の時効管理義務を導く根拠となるものではなく、Xの前記主張は、これも失当である。
- (3) 東京都知事は、所管の宅地建物取引業者が営業保証金の供託を届け出ない場合、その免許を取り消すことができ、営業保証金の不足額を供託しない場合、必要な指示を行い、業務停止を命じ、免許を取り消す等の処分を行うことができる。

しかし、これらの権限は、事後的、裁量 的なものであって、宅地建物取引業者の負 う営業保証金の供託義務、追加供託義務の 履行を担保する趣旨にすぎないものと解す るのが相当である。営業保証金制度が、取 引の相手方の保護を図ろうとする趣旨に出 たものであると解され、東京都知事が、宅 地建物取引業者のため、営業保証金として 供託された有価証券の時効を管理する法律 上の義務を負うと解することはできない。 この理は、管理が容易であるか否かによっ て異なるものではない。したがって、東京 都知事が、Xに対し、本件国債について、 時効完成前に通知をするなどの措置をとら なかったことが、違法であるということは できない。また、東京都知事が、Xに対し、 国債の消滅時効について説明しなかったこ とに争いはないが、東京都知事が時効管理 義務を負わない以上、それを前提とする説 明義務を負う理由もないから、この点に違 法があるということもできない。

3 まとめ

判例は、手形が検察庁に押収されていた等の事情は、その消滅時効の進行を妨げないとし(最判昭和46年4月23日金法621-36)、本判決は、国債についてもこの理が及ぶとし、供託法も代供託手続を定めているので、消滅時効の進行を妨げる事情はなかったとした。

また、供託官は供託された有価証券の経済 的価値を保存する義務を負わないとして、そ の時効管理義務を否定した。

そして、宅建業法の営業保証金制度は、取引の相手方の保護を目的とするものであって、業者のために供託された有価証券の時効を管理する法律上の義務を負わないとした。

業者としては、供託した有価証券について 自らの責任において償還期限を管理しなけれ ばならない点に留意すべきである。